

【新住宅用賃貸総合補償保険（住宅内入居者死亡費用拡大特約セット）の概要】

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
家財保険金	①火災、落雷、破裂・爆発	実際の損害の額（再調達価額） ただし、家財総合補償保険金額が限度	【保険の対象とならない次の物等に生じた損害】 ・自動車（自動三輪車・自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除く。）、船舶および航空機 ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類等（通貨、預貯金証書の盗難による損害が生じた場合を除く。） ・商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 ・貴金属、腕時計、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物（盗難による損害が生じた場合を除く。） ・稿本、設計書、図案、鋳型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物 ・動物および植物
	②風災、雹災、雪災		
	③住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突等		
	④漏水、放水、溢水による水濡れ		
	⑤騒擾、集団行動、労働争議	実際の損害の額（再調達価額） ・1事故につき100万円限度 ・貴金属、腕時計、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物その他の美術品は、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合、その損害の額を30万円とみなす	【保険金をお支払いできない主な場合】 《各保険金共通》 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震火災費用保険金を除く。） ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 《家財保険金／費用保険金》 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失 ・事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込み、しみ込み、漏入 ・住宅を賃主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡し後に発見された住宅の損壊 ・窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用損害のう次に該当する場合 ①自然の消耗もしくは劣化等によって生じた損害 ②すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷または汚損であって機能に直接関係のない損害 ③欠陥によって生じた損害 ④不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故によって生じた損害
	⑥盗難 [※] による盗取、損傷、汚損 ※所轄の警察署あてに被害届出を行い、受理された場合		
	⑦保険契約証記載の住宅内における通貨・預貯金証書 [※] の盗難 ※預貯金証書は、預貯金先に被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合	実際の損害の額 ・通貨：1事故につき20万円限度 ・預貯金証書：1事故につき200万円限度	《賠償損害保険金》 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・被保険者の心神喪失によって生じた損害 ・住宅の改築、増築または取りこわし等の工事によって生じた損害 ・住宅を賃主に引渡し後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者相互間の損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除く。 ・被保険者と住宅の賃主または第三者との間に損害賠償に關し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・排水・排気（煙を含む。）または廃棄物によって生じた損害賠償責任 ・給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
	⑧水災 ・損害割合30%以上 ・上記以外の床上浸水	家財総合補償保険金額× $\frac{\text{実際の損害額}}{\text{再調達価額}}$ ×70% 家財総合補償保険金額×5%	
費用保険金	罹災時諸費用保険金（上記①～⑤の場合）	家財保険金×20% ・1事故につき100万円限度	《賠償損害保険金》 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・被保険者の心神喪失によって生じた損害 ・住宅の改築、増築または取りこわし等の工事によって生じた損害 ・住宅を賃主に引渡し後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者相互間の損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除く。 ・被保険者と住宅の賃主または第三者との間に損害賠償に關し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・排水・排気（煙を含む。）または廃棄物によって生じた損害賠償責任 ・給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
	残存物取片づけ費用保険金（上記①～⑤の場合）	実費 ・家財保険金×10%限度	
	地震火災費用保険金（地震等による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上または保険の対象が全焼の場合）	家財総合補償保険金額×5%	
	修理費用保険金（上記①～⑥の事故により損害を受けた住宅またはその住宅に備え付けの賃主所有の家財を賃主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合）	実費 ・1事故につき100万円限度	
	窓ガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金（不測かつ突発的な事故により損害を受けたため住宅の賃主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合）	実費 ・窓ガラス・洗面台・便器・浴槽それぞれ1事故につき30万円限度	
	給排水管凍結損害修理費用保険金（給排水管が凍結により損壊または使用不能となった場合）	実費（解冻費用を含む） ・1事故につき10万円限度	
	ドアロック盗難事故交換費用保険金（かぎが盗難にあった場合）	ドアロック交換費用の実費 ・1事故につき3万円限度	
	ドアロックいたずら事故交換費用保険金（ドアロックがいたずらにより損壊し使用不能となった場合）	ドアロック交換費用の実費 ・1事故につき3万円限度	
	賃借・宿泊費用保険金（上記①～⑥および⑧の事故により住宅の損害が半損以上となった場合）	実費 ・1事故につき家賃月額 [※] の3か月相当額または30万円のいずれか低い額限度	
	特殊清掃費用保険金（住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合）	特殊清掃費用の実費 ・1事故につき50万円限度	
	遺品整理費用保険金（被保険者の死亡を直接の原因として住宅の賃貸借契約が終了する場合）	遺品整理費用の実費 ・1事故につき50万円限度	
賠償損害保険金	損害防止費用（上記①の場合）	実費 ・損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または妥当な費用	
	個人賠償損害保険金 ・被保険者本人ならびに被保険者本人と同居する親族および賃貸借契約上の同居人が日常生活に起因する偶然な事故により被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任 ・被保険者の居住の用に供される保険契約証記載の住宅の使用、管理に起因する偶然な事故により被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等 ・1事故につき賠償責任補償保険金額限度	
	借家人賠償損害保険金 保険契約証記載の住宅が火災、破裂・爆発、盗難もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水等により損害を受けたため、被保険者が住宅の賃主に対して負担する法律上の損害賠償責任		
	特殊清掃費用賠償損害保険金 遺品整理費用賠償損害保険金 特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金を支払う場合において、保険契約証記載の住宅の賃主による直接請求権に基づく損害賠償請求を受けた場合	特殊清掃費用、遺品整理費用の実費 ・1事故につきそれぞれ50万円限度	

- この保険は「再調達価額」（同じものを再取得するために必要な金額）基準で保険金額を限度に実際の損害額をお支払いします。
- 上記以外の保険金をお支払いできない場合については、普通保険約款および特約をご確認ください。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。
- この保険の保険料は、所得控除（年末調整）の対象とはなりません。



人と住まいをつなぎます。 宅建ファミリー

新すまいの保険ワイド

新住宅用賃貸総合補償保険 （住宅内入居者死亡費用拡大特約セット）

この保険は賃貸住宅入居者向けの家財保険です。

お客さまの家財の補償に加え、家主や第三者への賠償責任の補償も含まれています。



お問合せ（お客さま専用）

フリーダイヤル
0120-0810-62
（受付時間：平日9:00～17:00）

万一事故が発生した場合

フリーダイヤル
0120-0810-75
遅滞なく上記フリーダイヤルへご連絡ください。（365日24時間対応）



ご注意

※**ご退去される場合は、保険契約の解約または住所変更のお手続きをお願いします。**

※解約日から保険終期まで1か月以上ある場合、その期間に応じて解約返れい金をお支払いいたします。

共同保険について

この保険は、弊社および**株式会社宅建ファミリーパートナー**の共同保険としてお引受けし、両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者である弊社は、**株式会社宅建ファミリーパートナー**の業務および事務の代理・代行を行います。



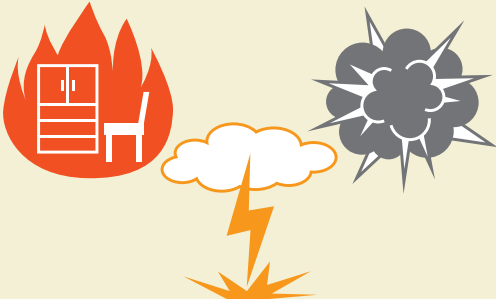
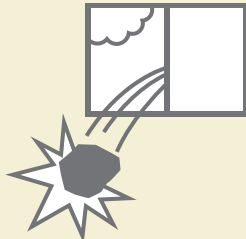
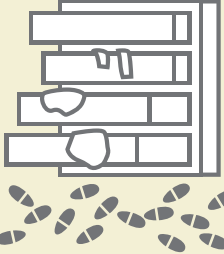
株式会社宅建ファミリー共済

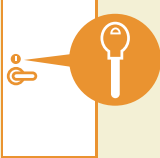
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル
ホームページ: <https://www.takken-fk.jp>

K00301-218000-202209(TP)

ご契約にあたってのご注意

- ご契約に際しては、重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）を必ずご一読の上、内容を充分にご確認ください。
- ご契約内容が“お客さまのご希望に沿った内容となっていること”、“お引受けするご契約の内容や保険金額が適切であること”をご確認いただくため、保険契約申込書の「お客様のご意向・お申込み内容等確認欄」につきましても、必ずご回答いただきますようお願いいたします。
- 契約タイプは、別にお渡しする保険料表または保険契約申込書に記載の契約タイプ一覧表よりお選びください。
- この保険の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険等を契約している場合には必ずお申出ください。（他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- 弊社では、地震保険のお引受けはできません。
- 事故が起きたとき、または退去などご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険には、ご契約を申し込まれた日、または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際に、重要事項説明書に記載の「クーリングオフ（契約申込みの撤回等）」について（クーリングオフ説明書）」でご確認ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

家財補償		このパンフレットは補償内容の概略を紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。							
家財の損害		①火災、落雷、破裂・爆発 	②風災、雹災、雪災 	③住宅外部からの物体の落下、飛来など 	④漏水などによる水濡れ  ※給排水設備の事故、他人の戸室に生じた事故による場合（給排水設備自体に生じた損害）は、お支払いできません。	⑤騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 	⑥盗難による盗取、損傷、汚損  ※100万円限度	⑦通貨・預貯金証書の盗難  ※通貨20万円限度 預貯金証書200万円限度	⑧水災  ※床上浸水等の場合に縮小支払い
費用補償	罹災時諸費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、臨時に生じる諸費用　【家財保険金×20%（1事故につき100万円限度）】							
	残存物取片づけ費用	①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、損害を受けた残存家財の取片づけに必要な費用　【家財保険金×10%限度】							
	修理費用	①～⑥の事故により借用住宅に損害が生じた場合の修理費用　【1事故につき100万円限度】							
	賃借・宿泊費用	①～⑥および⑧の事故により住宅の損害が半損以上となったため、臨時に生じる費用　【1事故につき家賃月額の3か月相当額または30万円のいずれか低い額限度】							
	損害防止費用	①の事故の損害の発生または拡大の防止のための費用　【実費】							

修理費用等					賠償責任補償	
窓ガラス・洗面台・便器・浴槽修理費用 不測かつ突発的な事故により損害が発生し、借用住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に修理した費用 [1事故につき30万円限度] 	ドアロック交換費用 かぎの盗難、もしくはかぎの盗難、もしくはドアロックへのいたずらによりドアロックを交換する費用 [1事故につき3万円限度] 	給排水管の凍結 凍結により損壊または使用不能となった場合の修理、解凍費用 [1事故につき10万円限度] 	特殊清掃費用 借用住宅内における被保険者の死亡により、汚損等の損害が生じた場合の清掃、消臭、消毒費用 [1事故につき50万円限度] 	遺品整理費用 被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用 [1事故につき50万円限度] 	借家人賠償責任 借用住宅が火災などにより損害を受け、住宅の所有者（貸主）に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合 	個人賠償責任 日本国内において日常生活に起因する偶然な事故等により法律上の損害賠償責任を負担した場合 

家財の損害	修理費用等	賠償責任補償
調理中、鍋に火が入り火災を起こし、家財が焼失してしまった。 大雨で川が氾濫し、借用戶室の床上浸水により家財が汚損してしまった。 落雷によりテレビが故障してしまった。 台風で窓ガラスが割れ、雨水の吹込みによりテレビ・衣服などに損害が発生した。 上の階からの漏水によりパソコンが故障してしまった。 アパートの駐輪場に置いてあった自転車を盗まれてしまった。	イタズラで玄関ドアの鍵穴に異物を詰められてしまったため、ドアロックを交換した。^(※1) 凍結により水道が使用不能になってしまった。^(※1) トイレの棚から物を落として、便器を破損してしまった。^(※1) 寒暖の差による自然現象により網入窓ガラス^(※2)にヒビが入ってしまった。^(※1) 化粧ビンを落としてしまい、洗面台を破損してしまった。^(※1)	洗濯機のホースが外れ、借用戶室の床が水びたしになり床に損害を与えてしまった。 大家さんへ 火災を起こし、借用戶室を焼失させてしまった。 大家さんへ トイレをつまらせて水漏れを起こし、階下の入居者の家財に損害を与えてしまった。 第三者へ 自転車で他人にぶつかりケガを負わせてしまった。 第三者へ ベランダから植木鉢を落としてしまい、隣家の駐車場の車を傷つけてしまった。 第三者へ

地震により家具やテレビが倒れ破損してしまった。 誤ってビデオカメラを落として破損してしまった。 落雷によりパソコン内のデータが消失してしまった。 窓を閉め忘れたため、雨水の吹込みによりテレビが故障してしまった。 買い物中に店先に置いた自転車を盗まれてしまった。	家具を移動中に誤って内壁や床を損傷させてしまった。 外出先で鍵を紛失してしまい、ドアロックを交換した。 老朽化により給湯器が破損してしまった。 間仕切りドアのガラスを割ってしまった。^(※2)	部屋を著しく汚したため原状回復費用を請求されてしまった。 友人に借りたブランドバッグにキズを付けてしまった。 自動車を運転中、他人にケガを負わせてしまった。 勤務中に会社のノートパソコンを落として壊してしまった。
--	---	---

※1 家主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。 ※2 保険契約証記載の住宅の窓に取付けられたガラスで外部に面したものに限り（室内の間仕切りガラス、玄関窓のガラス部分は含まれません。）。